第4章 鉄道事故等調査活動

1 調査対象となる鉄道事故・鉄道重大インシデント

<調査対象となる鉄道事故>

◎運輸安全委員会設置法第2条第3項(鉄道事故の定義)

「鉄道事故」とは、鉄道事業法第19条の列車又は車両の運転中における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であって、国土交通省令(委員会設置法施行規則)で定める重大な事故をいう。

◎運輸安全委員会設置法施行規則第2条

(設置法第2条第3項の国土交通省令で定める重大な事故)

- 1 鉄道事故等報告規則第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事故(同項第2号に掲げる事故にあっては、作業中の除雪車に係るものを除く。)
- 2 同規則第3条第1項第4号から第6号までに掲げる事故であって、次に掲げるもの
 - イ 乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの
 - ロ 5人以上の死傷者を生じたもの(死亡者を生じたものに限る。)
 - ハ 踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであって、死亡者 を生じたもの
 - ニ 鉄道係員の取扱い誤り又は車両若しくは鉄道施設の故障、損傷、破壊等に原因 があるおそれがあると認められるものであって、死亡者を生じたもの
- 3 同規則第3条第1項第2号及び第4号から第7号までに掲げる事故であって、特に異例 と認められるもの
- 4 専用鉄道において発生した同規則第3条第1項第1号から第7号までに掲げる事故に 準ずるものであって、特に異例と認められるもの
- 5 軌道において発生した第1号から第3号までに掲げる事故に準ずるものとして運輸 安全委員会が告示で定めるもの

【参考】 鉄道事故等報告規則第3条第1項各号に掲げる事故

- 1号 列車衝突事故、2号 列車脱線事故、3号 列車火災事故、
- 4号 踏切障害事故、5号 道路障害事故、6号 鉄道人身障害事故、
- 7号 鉄道物損事故

○運輸安全委員会告示第1条 (設置法施行規則第2条第5号の告示で定める事故)

- 1 軌道事故等報告規則第1条第1項第1号から第6号までに掲げる事故であって、次に掲げるもの
 - イ 乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの
 - ロ 5人以上の死傷者を生じたもの(死亡者を生じたものに限る。)

- ハ 踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであって、死亡者 を生じたもの
- 2 同規則第1条第1項第1号から第7号までに掲げる事故であって、特に異例と認められるもの
- 3 軌道運転規則第3条第1項の規定に基づき、鉄道に関する技術上の基準を定める省令 を準用して運転する軌道において発生した事故であって、運輸安全委員会設置法施行 規則第2条第1号から第3号までに掲げる事故に準ずるもの

【参考】 軌道事故等報告規則第1条第1項各号に掲げる事故

- 1号 車両衝突事故、2号 車両脱線事故、3号 車両火災事故、
- 4号 踏切障害事故、5号 道路障害事故、6号 人身障害事故、
- 7号 物損事故

調査対象となる鉄道事故

区分	※2 列車衝突 列	※2 刂車脱線	※2 列車火災	踏切障害	道路障害	人身障害	物損
鉄道 (鉄道に準じ て運転する軌 道を含む) 【告1-3】	全件※1【施規2-1】		施規2-1】	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	務員等にを生のの死生がい者取道因れじいでを選発生い設あもものを生じ誤のるののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののの	Eじ限る。) れしたも又に なの はなの 車傷 がで で あるなの 車傷 が で もの は 損が で もの は して もの は して もの は して もの は して もの は して もの は して もの は して もの は して もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの	規2-3】
専用鉄道		4	特に異例と記	忍められるも	の【施規2-4]	
軌道 【施規2-5】	・乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの ・5人以上の死傷者を生じたもの(死亡者を生じたものに限る。) ・踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであって、死亡者を生じたもの 【告1-1】 特に異例と認められるもの【告1-2】						

- ※1 作業中の除雪車の列車脱線事故を除く。【施規2-1】ただし、特に異例と認められる ものは調査の対象である。【施規2-3】
- ※2 軌道にあっては、事故種別をそれぞれ「車両衝突」、「車両脱線」又は「車両火災」と 読み替える。
- (注) 【施規】は運輸安全委員会設置法施行規則、【告】は運輸安全委員会告示を示し、数字は 条・号を略記したもの。

<調査対象となる鉄道重大インシデント>

◎運輸安全委員会設置法第2条第4項第2号(鉄道事故の兆候の定義)

鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令(委員会設置法施行規則) で定める事態をいう。

◎運輸安全委員会設置法施行規則第3条

(設置法第2条第4項第2号の国土交通省令で定める事態)

【委員会ホームページ https://www.mlit.go.jp/jtsb/example.pdf 事例①~⑩参照】

1 鉄道事故等報告規則第4条第1項第1号に掲げる事態であって、同号に規定する区間 に他の列車又は車両が存在したもの

【閉そくの取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間を運転する目的で列車が走行 した事態=「閉そく違反」と略称。事例①】

2 同規則第4条第1項第2号に掲げる事態であって、同号に規定する進路に列車が進入したもの

【列車の進路に支障があるにもかかわらず、当該列車に進行を指示する信号が現示、 又は、列車に進行を指示する信号を現示中に当該列車の進路が支障された事態=「信 号違反」と略称。事例②】

3 同規則第4条第1項第3号に掲げる事態であって、同号に規定する進路の区間を防護する信号機の防護区域に他の列車又は車両が進入したもの

【列車が停止信号を冒進し、当該列車が本線路における他の列車又は車両の進路を支障した事態=「信号冒進」と略称。事例③】

4 同規則第4条第1項第7号に掲げる事態であって、列車の衝突、脱線又は火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

【設備等に故障等が生じた事態=「施設障害」と略称。事例⑦】

5 同規則第4条第1項第8号に掲げる事態であって、列車の衝突、脱線又は火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

【車両に故障等が生じた事態=「車両障害」と略称。事例⑧】

6 同規則第4条第1項第1号から第10号までに掲げる事態であって、特に異例と認められるもの

【それぞれ、4号「本線逸走」(事例④)、5号「工事違反」(事例⑤)、6号「車両脱線」(事例⑥)、9号「危険物漏えい」(事例⑨)、10号「その他」(事例⑩) と略称】

7 軌道において発生した前各号に掲げる事態に準ずるものとして運輸安全委員会が告示 で定めるもの

○運輸安全委員会告示第2条

(設置法施行規則第3条第7号の告示で定める事態(軌道における重大インシデント))

1 軌道事故等報告規則第2条第1号に掲げる事態であって、同号に規定する区間に他の 本線路を運転する車両が存在したもの

【保安方式の取扱いを完了しないうちに、当該保安区間を運転する目的で本線路を運転する車両が走行=「保安方式違反」と略称。】

2 同規則第2条第4号に掲げる事態であって、本線路を運転する車両の衝突、脱線又は 火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

【設備等に故障等=「施設障害」と略称。】

3 同規則第2条第5号に掲げる事態であって、本線路を運転する車両の衝突、脱線又は 火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

【車両に故障等=「車両障害」と略称。】

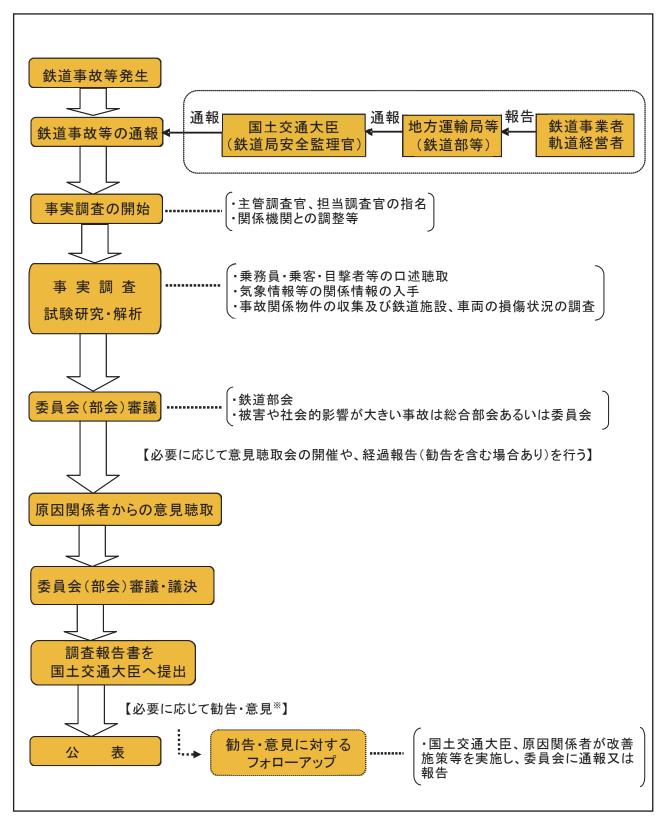
- 4 同規則第2条第1号から第7号までに掲げる事態であって、特に異例と認められるもの 【それぞれ、2号「信号冒進」、3号「本線逸走」、6号「危険物漏えい」、7号「その他」 と略称。】
- 5 軌道運転規則第3条第1項の規定に基づき、鉄道に関する技術上の基準を定める省令 を準用して運転する軌道において発生した事態であって、施行規則第3条第1号から第 6号までに掲げる事態に準ずるもの

調査対象となる重大インシデント

区分	閉そく違反	信号違反 信号冒進	施設障害	車両障害	本線逸走 工事違反 車両脱線 危険物漏えい その他	
鉄道	他列車の存在な	ど一定の条件	衝突・脱線			
(鉄道に準じて 運転する軌道を	【施規3-1,3	3-2, 3-3]	危険 【施規3			
全む【告2-5】)	特に異例と認められるもの【施規3-6】					
					本線逸走	
	保安方式違反	信号冒進	施設障害	車両障害	本級処定 危険物漏えい その他	
軌道 【施規3-7】	保安方式違反 車両の存在 など一定の 条件【告2-1】	信号冒進	施設障害 衝突・脱線 危険 【告2-2.	火災の性	危険物漏えい	

(注) 【施規】は運輸安全委員会設置法施行規則、【告】は運輸安全委員会告示を示し、数字は 条・号を略記したもの。

2 鉄道事故等調査の流れ



※ 意見については、上図の流れに限らず、事故等の防止又は事故の被害の軽減のために必要があると認めるときに述べることができる。

3 鉄道事故等調査の状況

令和3年において取り扱った鉄道事故等調査の状況は、次のとおりです。

鉄道事故は、令和2年から調査を継続したものが14件、令和3年に新たに調査対象となったものが11件あり、このうち調査報告書の公表を12件行い、13件は令和4年へ調査を継続しました。

また、鉄道重大インシデントは、令和2年から調査を継続したものが2件、令和3年に新たに調査対象となったものが1件あり、このうち調査報告書の公表を2件行い、1件は令和4年へ調査を継続しました。

公表した調査報告書 14 件のうち、勧告を行ったのは 1 件、意見を述べたのは 1 件となっています。

令和3年における鉄道事故等調査取扱件数

(件)

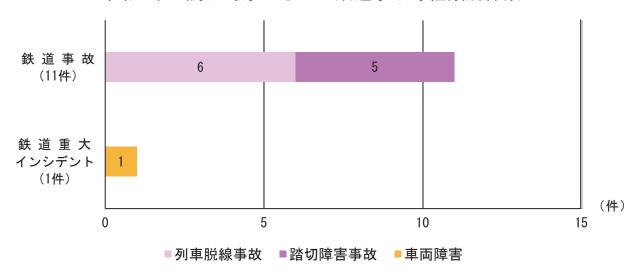
区別	令和 2年から 継続	3年に 調査対象 となった	計	公表した 調査 報告書	(勧告)	(意見)	4年へ 継続	(経過 報告)
鉄 道 事 故	14	件数 11	25	12	(1)	(1)	13	(4)
鉄 道 重 大インシデント	2	1	3	2	(0)	(0)	1	(0)

4 調査対象となった鉄道事故等の状況

令和3年に新たに調査対象となった鉄道事故等は、鉄道事故が11件で前年の13件に比べ2件減少しており、鉄道重大インシデントが1件で前年の2件に比べ1件の減少となりました。

事故等種類別にみると、鉄道事故は列車脱線6件、踏切障害5件となっており、鉄道重大インシデントは、車両障害1件となっています。

令和3年に調査対象となった鉄道事故等種類別件数



死亡及び負傷者は、11件の事故で8名となり、その内訳は、死亡が5名、負傷が3名となっています。

死亡及び負傷者の状況(鉄道事故)

(名)

令 和 3 年							
区分		死 亡			負 傷	-	合 計
	乗務員	乗客	その他	乗務員	乗客	その他	
死 傷 者	0	0	5	0	3	0	0
合 計		5			3		8

[※] 上記統計は、調査中の案件も含まれていることから、調査・審議の状況により変更が生じることがあります。

5 令和3年に発生した鉄道事故等の概要

令和3年に発生した鉄道事故等の概要は次のとおりです。なお、概要は調査開始時のものであることから、調査・審議の状況により変更が生じることがあります。

(鉄道事故)

鉄道	争以)			
1	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.3.26 列車脱線事故	東日本旅客鉄道㈱	常磐線 土浦駅〜神立駅間(茨城県)	
		線路内に侵入して停止し 31台車の全輪軸が脱線し	ている自動車を認め非常停止手配を執ったが衝た。	
2	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.5.16 踏切障害事故	東日本旅客鉄道㈱	米坂線 小国駅〜越後金丸駅間(山形県) 増岡踏切道(第4種踏切道:踏切遮断機及び踏 切警報機なし)	
	執ったが衝撃した。	当該踏切道内に進行方向]右側から進入した自動車を認め非常停止手配を -。	
3	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.7.5 列車脱線事故	東日本旅客鉄道㈱	大船渡線 真滝駅~陸中門崎駅間(岩手県)	
	概要 列車の運転士は、 撃し、先頭台車の全		障している倒木を認め、非常停止手配を執ったが衝	
4	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.7.12 踏切障害事故	甘木鉄道㈱	甘木線 西太刀洗駅~山隈駅間(福岡県) 南土取踏切道(第4種踏切道:踏切遮断機及び 踏切警報機なし)	
	執ったが衝撃した。	当該踏切道内に進行方向左側から進入した自動車を認め非常停」		
5	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.7.21 踏切障害事故	北海道旅客鉄道㈱	函館線 然別駅〜仁木駅間(北海道) 内藤踏切道(第4種踏切道:踏切遮断機及び踏 切警報機なし)	
	概要 列車の運転士は、 執ったが衝撃した。	当該踏切道内に進行方向]左側から進入した歩行者を認め非常停止手配を	
	" " " " " " " " " " " " " " " " " " " ")死亡が確認された。		

6	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)		
	R3.7.24 列車脱線事故	日本貨物鉄道㈱	常磐線 隅田川駅構内(東京都)		
			貨車19両を推進運転中、機関車から数えて3両目		
	の貨車の進行方向前側2軸が脱線した。				
7	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)		
	R3.9.27	えちごトキめき鉄道	妙高はねうまライン 関山駅~二本木駅間(新		
	踏切障害事故	(株)	潟県) 福崎踏切道(第4種踏切道:踏切遮断機及び踏		
			切警報機なし)		
		当該踏切道内に進行方向]左側から進入したバイクを認め非常停止手配を		
	執ったが衝撃した。 その後、バイクの	運転者の死亡が確認され	した		
8	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)		
	R3.10.7	東京都交通局	日暮里・舎人ライナー 舎人公園駅構内(東		
	列車脱線事故 概要 指令員は早期地震	数却シュニ)(取名地産	京都) 『速報)の鳴動を確認したことから、全列車を非		
			(建報)の特別を確認したことから、生列車を非 舎人公園駅を出発し分岐部を走行中に停止した。		
)前台車が走行路から外れていた。		
9	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)		
	R3.12.27 列車脱線事故	近江鉄道㈱	本線 彦根口駅構内(滋賀県) 岡道踏切道		
		 ·当該踏切道を速度15km/	/h以下で走行中、先頭車両の前台車第1軸が進行		
	方向左側に脱線した	• •			
10	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)		
	R3.12.28 列車脱線事故	日本貨物鉄道㈱	山陽線 瀬野駅〜八本松駅間 (広島県)		
		<u> </u> 走行中、非常ブレーキが	L 「動作し停車。車両状態を確認したところ、前か		
		至軸(4輪)が進行方向			
11	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)		
	R3.12.30 踏切障害事故	上信電鉄㈱	上信線 東富岡駅~上州富岡駅間(群馬県)		
	竡 別 悍 舌 尹 以		栖雲寺踏切道(第4種踏切道:踏切遮断機及び 踏切警報機なし)		
		当該踏切道内にうずくま	る公衆を認め非常停止手配を執ったが衝撃し		
	た。 その後、公衆の死	亡が確認された。			
	C 0 7 後、 五外 0 7 7 1 上 が 一 推 的 で 4 0 7 に 。				

(鉄道重大インシデント)

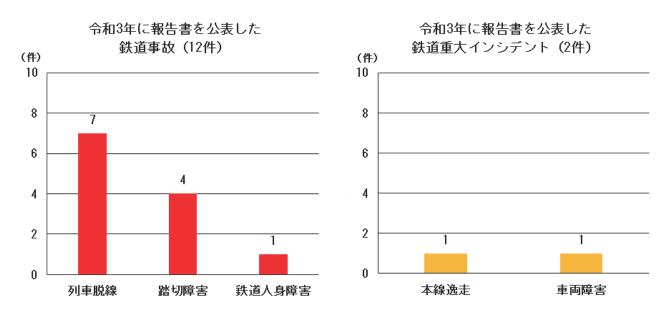
	1	発生年月日・インシデント種類		重類 鉄軌道事業者		線区(場所)	
ı		R3.11.23		近畿日本鉄道㈱	名古屋線	伊勢朝日駅構内(三重県)	
ı		車両障害					
ı		概要	列車の車掌は伊勢	朝日駅付近を通過中、最	後部車両の	進行方向左側の乗降用扉が開いてい	
ı			ることを認めた。				
L			なお、開いた扉か	ら車外へ転落した乗客は	tいなかった	- - 0	

6 公表した鉄道事故等調査報告書の状況

令和3年に公表した鉄道事故等の調査報告書は14件あり、その内訳は、鉄道事故12件、鉄道重 大インシデント2件となっています。

事故等種類別にみると、鉄道事故は列車脱線7件、踏切障害4件、鉄道人身障害1件となっており、 鉄道重大インシデントは本線逸走1件、車両障害1件となっています。

死傷者は、12件の事故で103名となり、その内訳は、死亡が7名、負傷が96名となっています。 なお、令和3年に公表した鉄道事故等の調査報告書の概要は次のとおりです。



公表した鉄道事故の調査報告書(令和3年)

1	公表日	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)
	R3.2.18	R1.6.1	㈱横浜シーサイドライ	金沢シーサイドライン 新杉田駅
		鉄道人身障害事故	ン	構内(神奈川県)
	概要	ろ、列車の進行方向であ 終端部の車止めに衝突し	■転で始発の新杉田駅を定 うる下りと反対方向の上り した。 乗車しており、そのうち1′	に発車して、線路
	原因	と反対方向の上りに発す め方向の上りに発す めたれる。 本件列車が進行方向制 地行方の型車両のでは り、2000型車両のしてため にての入りたため、駅ATOは 後退停止なめ、他対ののに 下線が断線したのは 上端に 下線が断れずに配線 大台に 大台に 大台に 大台に 大台に 大台に 大台に 大台に	国して、線路終端部の車止 の設定と意図せず力行して 可装置に伝える指令線のF ター制御装置が進行方らい と数と推定される。加圧状 とのと推定される。加圧状 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、	-ブル東に電線側の保護材の取付けが 台に接触していたが、配線作業後に り妻土台の上面との摩擦でF線の絶

本事故の背景には、2000 型車両の設計・製造プロセスにおいて、同社、車両メーカー及び装置メーカーの間で設計体制、基本的な考え方、仕様等の認識に関する確認・調整や、設計前に安全要件の抽出が十分に実施されなかったために、逆走の発生に対する危険な事象の潜在的な原因が発生し、また、安全性の検証が不足したため、この危険な事象の潜在的な原因があることや、逆走等の異常状態に対する安全確保が不足していたことに気付かなかった可能性が考えられる。

事故等 の後 の措置

同社が講じた措置

本事故後に同社が講じた逆走の再発防止策は次のとおりである。

- (1) ATO*1 車上装置の出発条件リレーの動作条件に、F線又はR線が加圧状態を検 知するリレーの接点を入れる回路変更をした。
 - また、地上側において車両が走行する方向の認識を正確に把握するため、駅 ATO車上装置を介して地上側へ進行方向状態を戻す指令線を、これまでの運転台選択用の指令線(194G、195G)から、F線及びR線に変更するとともに、そのF線及びR線も編成中のループ回路として、その情報を末端側から取得するようにした。
- (2) モーター制御装置について、F線又はR線のいずれかが加圧状態であるときの み、力行及び回生ブレーキ制御を行うようソフトウェアを変更した。
- (3) ATC*2 車上装置について、進行方向の指令線であるF線及びR線が断線等により、共に無加圧状態で車両の走行を検知したとき、非常ブレーキが動作するようにソフトウェアを変更した。
- (4) 車両の進行方向指令回路の更なる信頼性の向上のため、停止位置後方修正リレー*3 を廃止した。

その他、次の措置を講じた。

- (5) 2000型車両の全編成における機器室内の配線状態を確認し、車両の部材と近い電線等に電線側や車両の部材側の保護材を取り付けた。
- (6) 2000型車両の自動運転システムに関わるハザード分析を実施し、安全性に問題がある箇所が無いか確認を実施した。その結果、(1)~(4)の対策事項以外で、安全上に問題がある箇所はないことを確認した。
- (7) 本事故では、負傷した乗客の人数に対して、直後に対応した駅係員の人数の方が少なく、乗客の個人情報を聴取することや、搬送人数などを正確に把握することが困難であったことから、「連絡先カード」を作成し、同様な事象が発生した際に負傷者に配布して、後日乗客から連絡を頂ける体制を整備するとともに、搬送人数の把握等ができるようにした。

車両メーカーが講じた措置

本事故後に車両メーカーは、配線作業に関し、次の措置を講じた。

- (1) 低圧端子台の結線作業のチェックシートを改訂し、配線状態及び電線の保護の状態に関する項目を追加した。また、これらの従事員への教育指導の徹底などを行った。
- (2) 配線処理要領書に、電線及び構体の保護に関し、図解した具体例を明示した。また、作業指示書作成要領に、電線と構体間の距離や電線の傷の確認などを追加した。
- (3) 請負作業で行った配線・結線作業については、初品検査を関係者で実施し、手直し後受取とすることを明確にした。
- (4) 配線状況に関する記録写真について、書式を統一した上で公式なものとして管理し、共有することにした。
- (5) 配線作業中の現車を設計・製造関係者で確認し、特に狭隘部の配線状況や配線保護について確認の上、設計要領書や製造指示書に追加した。新車設計時における指示漏れや現物確認の必要性があると考え、現車確認や図面及び要領書をブラッシュアップすることで指示を強化した。
- (6) 設計、製造部門等の関係者による「狭隘部の配線処理要領検討ワーキング」を立ち上げ、「狭隘部配線レビュー」や現車での狭隘部配線審査を組み合わせて 実施し、設計図や配線処理要領等にフィードバックすることとした。

また、製品安全の向上に向けた取組として、次の措置を講じた。

- (7) 製造で安全上重要な作業について教訓化を図るために制定した「十戒」において、電線被覆に関する注意内容を改め、一層の喚起を図った。
- (8) 作業者に対して教育を行うとともに、平成30年に制定した「十戒」の制定の経緯や作業場の重要な箇所について、管理者による再周知を行い、意識の向上を図った。

(9) 平成30年に制定した「製品安全」設計の掟(十の掟)」について、本件事故 の前より実施している、設計上の変化点に関する安全上のリスクについてレ ビューする「新機軸レビュー」等に活用し、製品安全向上を図った。

事故後に国土交通省が講じた措置

- (1) 令和元年6月2日、同社に対し、鉄道の安全輸送の確保について、原因究明と 再発防止対策を指示した。
- (2) 令和元年6月2日、全国の鉄軌道事業者に対する「株式会社横浜シーサイドラ インの金沢シーサイドラインで発生した鉄道人身障害事故について」(国鉄技 第18号、国鉄施第25号、国鉄安第8号)及び案内軌条式鉄道事業者に対する事務 連絡「金沢シーサイドラインで発生した鉄道人身障害事故について(情報提 供)」を発出し、事故概要を周知するとともに、引き続き、鉄軌道の安全・安 定輸送の確保に努めるよう指示した。
- (3) 令和元年6月3日、全国の鉄軌道事業者に対する「株式会社横浜シーサイドラ インの金沢シーサイドラインで発生した鉄道人身障害事故について」(国鉄技 第19号、国鉄施第30号、国鉄安第9号)を発出し、同社から報告のあった調査状 況を周知するとともに、無人の自動運転で運行している同社以外の6事業者に対 し、原因が究明されるまでの間は、特に折り返し駅での列車の運行に十分注意 するよう指示した。
- (4) 令和元年6月3日夕方から4日早朝にかけて、金沢シーサイドラインの手動運転 による運行再開のために実施した確認試験に鉄道局及び関東運輸局が立ち会っ
- (5) 令和元年6月6日、無人の自動運転を行っている7事業者を集め、本事故の情報 共有や事故防止に関する意見交換等を実施した。
- (6) 令和元年6月14日、「無人で自動運転を行う鉄軌道の事故防止に関する検討 会」を設置し、第1回検討会を開催した。同検討会において、同種事故の再発防 止に向けて、関係者間で情報共有や再発防止対策の検討等を進めた。(計3回開
- (7) 令和元年7月19日、第3回検討会において、モーター制御装置の動作などにつ いては、他の手法において問題がないことを確認しているものの、FTA等によ る分析も安全性評価手法としては有効と考えられることから、リスク分析に関 する専門家から、FTA*4 、FMEA*5 などの危険な事象の発生やその原因につい て分析する手法について情報提供するとともに、逆走以外の重大リスクの一つ であるブレーキの不作動についてFTA等による安全性の検証を実施するよう指 導した。
- (8) 同日、同検討会において、中間とりまとめ*6 を公表した。
- (9) 令和元年8月23日夜間から24日早朝及び8月30日夜間から31日早朝にかけて、 本路線の再発防止対策施工後の自動運転再開のために実施した確認試験に鉄道 局及び関東運輸局が立ち会った。
- (10) 令和2年2月27日、無人の自動運転を行っている7事業者及び車両メーカー等 を集め、運輸安全委員会からの経過報告等について意見交換等を実施した。
- 「ATO」とは、Automatic Train Operation (自動列車運転) の略で、出発制御、 定時運転制御、定位置停止制御などを自動で行うシステムのことをいう。
- 「ATC」とは、自動列車制御装置(Automatic Train Control)の略称であり、先 行列車の位置や線路の条件に応じて連続的に指示された速度制限信号に基づき連続し て列車速度を照査して、列車速度が制限速度を超えた場合、列車速度を制限速度以下 になるよう連続的に制御するシステムである。
- *3 ここでいう「停止位置後方修正リレー」とは、自動運転において、列車が駅の停止 位置をオーバーランして停止した場合に、列車の位置修正を行う際に使用するリレー のことをいう。
- *4 Fault Tree Analysis(故障の木解析)の略で、好ましくない事象について、発生経 路、発生原因及び発生確率を解析する技法のことをいう。
- *5 Failure Mode and Effect Analysis(故障モード影響解析)の略で、構成要素の故 障モードとその上位アイテムへの影響を解析する技法のことをいう。
- *6 「無人で自動運転を行う鉄軌道の事故防止に関する検討会」中間とりまとめ(国土 交通省、令和元年)

報告書

https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2021-1-1.pdf https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RA2021-1-1-p.pdf (説明資料)

参照

この一年の主な活動 (4ページ)、第2章 (16、20ページ)

2	公表日	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)		
	R3.2.18	R1.9.5	京浜急行電鉄㈱	本線 神奈川新町駅構内 (神奈川		
		列車脱線事故(踏切障		県) 神奈川新町第1踏切道(第1種		
		害に伴うもの)		踏切道:踏切遮断機及び踏切警報機 あり)		
	概要	列車は 克急川崎駅を	L ☑定刻に出発した。子安駅			
	100 54		20km/hで走行中、列車の	378400		
			切道 (本件踏切) の特殊化			
			示しているのを認め、常用			
			申奈川新町駅の異常報知装			
			うたため、非常ブレーキを	操作		
		した。 その後 同跡切道内 <i>0</i>)列車進路上に進入してく	ろ葉		
		その後、同踏切道内の列車進路上に進入してくる晋 通貨物自動車(本件トラック)を認めたため、気笛を				
				行ったが、同列車は同貨物自動車と		
			内67m行き過ぎて停止した	~		
				名が乗車しており、このうち乗客75		
		名(うち、重傷者15名) 転者のみが乗車しており		した。また、同貨物自動車には、運		
				し、車体及び機器の一部が損傷した。		
		また、同貨物自動車は力		し、平件及り級部が一門が頂易した。		
	原因			刃道内に進入し、同貨物自動車が列		
				殊信号発光機が停止信号を現示して		
				きなかったため、同貨物自動車と列		
) 発生したものと認められ			
				いては、同踏切道内に進入を開始し 車が踏切を通過する前に遮断が完了		
			F報を開始し、内負物自動 C停滞したものと認められ			
				自動車が交差点を右折して同踏切道		
				道路の幅が狭かったことから、通行		
			直内に停滞する要因となっ			
				経路での運行ができなかったことが		
				由して本件踏切に至った可能性が考 ついては、同貨物自動車の運転者が		
			明らかにすることはでき			
		· ·		ていたにもかかわらず列車が同踏切		
				切道の特殊信号発光機の動作を運転		
			_ , , , , , , , _ , , , , , , , , , , ,	するためのブレーキ操作ができな		
		かったことによるものと		見認可能となる位置で、ブレーキ操作		
				(ミングで停止信号を現示する特殊性)		
				ことは困難であったと考えられること		
		に加え、特発(遠)の複	見認が可能となる位置にお	いて見通しが確認されていたものの、		
				特発(遠)の明滅状態が瞬間的ではあ		
				ノ、特発の動作に気づくのが遅くなっ スポールが常用が、 トゥな H / ケント でも		
		-		運転士が常用ブレーキを操作した時点をとることで、衝突時の速度を低減で		
				てよる緊急停止の手配が遅れたことに		
				きは、「速やかに停止するもの」と定		
			_ ***	または非常ブレーキの使い分けについ		
				に委ねており、運転取扱実施基準及び		
				について明文化されていなかったこ		
	事故等	とが関与した可能性が 孝 事故後に同社が講じた排				
	の後		-	止現示を認めた際のブレーキ取扱い		
	の措置			に停止すること」への変更を通達し		
				キ手配を執ること」とし、令和2年2		
				常ブレーキを使用し、停止する。た		
		だし、徐行中など低速で	である場合や、視認した発	光信号機までの距離が十分である場		

合など、視認した発光信号機の外方に確実に停止できる場合のみ、常用ブレーキの使 用も可とする。」と変更するとともに、全運転士に対し、教育・訓練を実施した。

また、令和元年12月に特殊信号発光機の設置ルールを見直し、ブレーキ操作に、よ り余裕をもたせるとともに特殊信号発光機の視認性を向上させるため、従来の「非常 制動で停止できる距離以上から視認できる位置」に、余裕を加えた距離以上から視認 できる位置とした。

なお、本件踏切については、令和元年12月に特殊信号発光機の増設を行った。ま た、本件踏切以外の踏切道についても特殊信号発光機の増設等の対策を行っている。

事故後に貨物自動車運送事業者が講じた措置

普通貨物自動車運転者が勤務していた貨物自動車運送事業者は、本事故の発生を受 けて、運転者に対し運行経路の選択についてあらかじめ検討し、適正な運行経路を選 定し運行するよう指導を行った。また、通行が困難な状況となった際には、警察に連 絡するよう指導を行った。

事故後に国土交通省が講じた措置

国土交通省自動車局は、本事故の発生を受けて、令和元年9月6日に、同種事故の再 発防止をするため、全国の貨物自動車運送事業者に対して、運転者に対する点呼、指 導・監督等において以下のことを徹底するよう周知を行った。

- (1) 点呼時において、運転者に対し、通行が可能な経路を選択するなど事業用自 動車の運行の安全を確保するために必要な指示を行うこと。
- (2) 乗務員に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常押しボタンを押すな ど速やかに列車に対し適切な防護措置をとるよう指導すること。
- (3) 運転者に対する指導・監督において、運転者があらかじめ運行経路について の情報を把握し、通行が困難な経路を避けるなど適切な運行経路を選択するよ うに促すこと。

また、事業用自動車事故調査委員会において、現在、本事故におけるトラックに係 る事故要因の調査分析と再発防止策を検討しているところである。

国土交通省鉄道局は、本事故に関して、同社が特殊信号発光機の増設や特殊信号発 光機が停止信号を現示した時のブレーキ操作の見直しを行うとする対応を受けて、列 車の運行の安全確保に万全を期し、同種事故の再発を防止するため、全国の鉄道事業 者に対して、同社の対応を周知するとともに、特殊信号発光機の設置状況や特殊信号 発光機の停止信号現示を認めた場合の取扱いについて再点検を行い、必要に応じ対策 を講じるよう指導を行った。

事故後に道路管理者が講じた措置

道路管理者である横浜市(神奈川土木事務所)は、図10(報告書参照)に示すとお り、本件トラックが本件踏切に至る過程で通行した浦島第152号線の終点方である仲 木戸駅周辺において、大型車の進入を抑制するための案内や、迂回経路を示す案内標 識を令和元年12月ごろ設置した。

報告書

公表日

3

https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2021-1-2.pdf https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RA2021-1-2-p.pdf (説明資料)

鉄軌道事業者

この一年の主な活動 (5ページ) 参照 発生年月日・事故種類

R3.2.18	R1.11.27	会津鉄道㈱	会津線 塔のへつり駅~湯野上温
	列車脱線事故		泉駅間 (福島県)
概要	左曲線(以下、前後左右る。)を速度約60km/h 入していた土砂を発見し したが、列車は土砂に乗 脱線した。	つへつり駅〜湯野上温泉駅 前は列車の進行方向を基準 で走行中、前方の線路内に たため、非常ブレーキを 乗り上げて先頭車両の全4車 び乗務員1名が乗車して	Lた土砂 こ流 使用 曲が

が、負傷者はいなかった。

線路上に流入

線区(場所)

原因

本事故は、鉄道沿線の斜面が崩壊し、線路内に流入した土砂等に列車が乗り上げて 脱線したものと推定される。

斜面が崩壊して線路内に土砂等が流入したことについては、同斜面の上部にある福島県道347号に埋設されている水路が経年等による劣化により強度が低下して破損したため、漏水が発生し、崩積土層である同斜面内に水が浸み込み含水量が高まって不安定な状態となったことから発生したものと考えられる。

水路が経年等による劣化により強度が低下して破損したことについては、水路の管理を適切に行っていなかったことが関与した可能性が考えられる。

事故等 の後 の措置

同社が講じた措置

- (1) 緊急的に講じた措置
 - ① 事故発生後、福島県道347号(以下「本件県道」という。)の管理者である福島県南会津建設事務所(以下「本件事務所」という。)に対し、工事用ダンプトラック車の通行禁止を要請した。
 - ② 崩壊した斜面付近に令和元年11月30日の運転再開から、現地見張員を配置 (12月14日の金網設置まで) するとともに本件県道を工事用ダンプトラック車 が通行する期間中は、15km/h以下の徐行規制とした。
 - ③ 運行再開時に崩壊した斜面付近に照明設備を設置した。(令和2年9月30日まで)
 - ④ 法面の仮処置として、崩壊した斜面を含むその周辺を金網による補強を実施した。(令和元年12月14日に設置完了)
 - ⑤ 本件事務所に対して、令和2年6月10日付けで、道路工事用ダンプトラック車の通行再開は法面防護工事施工後とすること及び通行規制(法面崩壊区間付近概ね300mの片側通行、最徐行、雨量規制

(2) 恒久的に講じた措置

等)を確認した。

- ① 崩壊した斜面を含む事故現場周辺で鉄道の 運行を支障するおそれのある斜面部分につい て、のり枠工(フリーフレーム工)による法 面防護工を施工した。(図 法面防護工の実施 状況参照)
- ② 崩壊した斜面付近の鉄道の運行に支障するおそれのある斜面部分に、防護ネットの敷設と下部補強工事を実施するとともに、崩落検知センサーを設置した。



図 法面防護工の実施状況

③ 本件事務所に対して、道路側溝の目地補強及び道路横断水路、集水ますの維持管理を本件事務所が行うことを確認した。

福島県が講じた措置

本件県道に埋設されていた水路は令和元年12月5日に撤去し、令和2年2月22日に新たな水路を設置し、福島県で管理することとした。

報告書

https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2021-1-3.pdf
https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RA2021-1-3-p.pdf (説明資料)

		1100pb // IIIIII III 110	p/ J055/ 1411 #4j/ p p41/ 141	Coll 1 o p. par
4	公表日	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)
	R3.2.18	R2.3.10 列車脱線事故(踏切障 害に伴うもの)	筑豊電気鉄道(株) 	筑豊電気鉄道線 楠橋駅〜筑豊香 月駅間(福岡県) 筑豊香月7号踏切道(第1種踏切道: 踏切遮断機及び踏切警報機あり)
			•	

概要

列車の運転士は、楠橋駅〜筑豊香月駅間を 速度約57km/hで運転中、筑豊香月7号踏切道 (第1種踏切道、本件踏切)内に左側から進 入してきた普通小型自動車を認め、直ちに非 常ブレーキを使用したが、列車は同自動車と 衝突して前台車全2軸が右側に脱線した。

この事故により、同自動車の運転者が死亡した。



	E	十古40kg	1 はに、	作し遮断かんが降下している状況にお		
	原因	いて、普通小型自動車が右折して遮断かんを押し上げ、同踏切道内に進入し停止したところで、進行してきた列車が速度約50km/hで衝突、同自動車が列車の左側面と電車線用のコンクリート柱等に挟まれて列車の車体を右方向へ押し出したことにより、同列車の右車輪が右レールに乗り上げて脱線したものと考えられる。なお、同自動車が同踏切道内に進入したことについては、自動車運転者が死亡していることから、明らかにすることはできなかった。 同社が講じた措置				
	の措置	目的とした赤色回転 ② 本事故について、 した。	報機の支柱に、踏切が動作 灯を令和2年5月20日に設置	青報共有及び列車防護の重要性を教育		
		しを行うとともに、自 月2日に新たに設置した *1 「自発光式道路鋲」 ので、停止線や外側	動車運転者に注意を促すた た。 とは、常夜点滅発光を行り 線、横断歩道などの路面上	市は、薄くなっていた停止線の引き直 ための自発光式道路鋲*1 を令和2年10 い、自動車運転者に注意喚起をするも に埋め込み設置するものをいう。		
	報告書		p/jtsb/railway/rep-acci p/jtsb/railway/p-pdf/RA	./RA2021-1-4. pdf .2021-1-4-p. pdf (説明資料)		
5	公表日	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)		
	R3.3.25	R2.3.9 列車脱線事故	西日本旅客鉄道㈱	芸備線 東城駅〜備後八幡駅間(広島県)		
	概要	後八幡駅間を速度約65k ブレーキを操作したが、 護網に貯留していた土砂 左側に傾いて、車体が植	O出前の周囲が暗い中、東 m/hで走行中に、衝撃を多 斜面が崩壊してポケット 今に衝突した。列車は、	受け非常 式落石防 進行方向		
	原因	てせり出し、列車の進路 したことにより車両が横 斜面が崩壊したことに により徐々に岩盤内部の また、本件運転士がオ ていることに気付くこと	各を支障しているところに 対転し、全軸が脱線したも こついては、斜面上部の脆 の強度が低下したことによ ペケット式落石防護網に則 いできなかったことにこ	等がポケット式落石防護網に貯留し進行してきた本件列車がこれと衝突のと考えられる。 弱な岩盤が長期にわたる風化の進行り発生したものと考えられる。 守留した土砂等が列車の進路を支障しついては、日の出前で周囲が暗かった		
	事故等 の後 の措置	ことが関与した可能性が考えられる。 本件斜面について、斜面崩壊による本件列車の脱線箇所の調査を第三者機関に依頼して技術指導を仰ぎ、復旧対策として風化侵食等を防止するためのモルタル吹付(ラス網*1入り)工法による斜面補強と高耐久仕様の亜鉛アルミメッキ線を使用した非ポケット落石防護網*2を設置した。 保線区等検査員に対して、ポケット式落石防護網のある斜面の検査を実施する場合、検査時の着眼点に「ポケット式落石防護網の背面の土石の貯留状況とワイヤーネットの緊張状況」等を追加して実施させることを徹底した。 *1「ラス網」とは、モルタルの剥落を防ぐために、モルタル下地として使用される金網のことをいう。 *2 「非ポケット式落石防護網」とは、地山との結合力を失った岩石をネットと地山との摩擦及びネットの張力で拘束する対策をいう。				
	報告書		p/jtsb/railway/rep-acci p/jtsb/railway/p-pdf/RA	_/RA2021-2-1.pdf (説明資料)		
6	公表日	発生年月日・事故種類	 鉄軌道事業者	線区(場所)		
	R3.3.25	R2.3.18 列車脱線事故	長良川鉄道㈱	越美南線 美濃太田駅構内(岐阜県)		
		<u>. </u>				

概要

列車の運転士は、美濃太田駅構内の半径300mの左 曲線付近を速度約17km/hで走行中に衝撃を感じ、非常 ブレーキを使用して列車を停止させた。

列車の停止後に同運転士が車両の床下を点検したと ころ、前台車の全2軸が右に脱線していた。

列車には、乗客10名及び運転士1名が乗車していた が、負傷者はいなかった。



原因

本事故は、列車が半径300mの左曲線を通過中に軌間が動的に拡大したため、前台車全2軸の左車輪が軌間内に落下し、続いて前台車全2軸の右車輪が軌間外に落下したことによって発生したと考えられる。

軌間が動的に拡大したことについては、まくらぎの不良やレール締結状態の不良が連続していたために、列車通過時の横圧によってレール小返り及びレール横移動が生じたことによるものと考えられる。

まくらぎの不良やレール締結状態の不良が連続していたことについては、まくらぎ及びレール締結装置の管理において技術力不足が見受けられる現業機関の社員が経過観察で良いと考え、整備が行われなかったためと考えられる。また、技術力不足については、本社の現業機関社員に対する教育の実施及び確認が不十分だったためと考えられる。

事故等 の後 の措置

事故後に同社が講じた措置

- (1) 緊急対策
 - ① 当該脱線箇所を含む、始点より0 k 470m付近までの不良まくらぎ箇所の、まくらぎ交換 (292本) 及び軌道整備を実施 (3月28日完了)。
 - ② 全線のR400m以下の曲線で、まくらぎの連続不良が確認されている箇所の少なくとも3本に1本について、また、不良の進行しているまくらぎについて、交換(68本)のうえ、タイプレートの設置を実施(3月28日完了)。
 - ③ 運転再開日から7日間、当該脱線箇所の制限速度について、下り列車については 55km/h を40km/h 下げて15km/h 以下の徐行運転を、上り列車については45km/h を30km/h 下げて15km/h 以下の徐行運転をそれぞれ実施し、軌道検測を毎日実施して軌道の状況を監視する(令和2年4月1日~同4月7日まで実施)。
- (2) 恒久対策
 - ① まくらぎの検査時や線路徒歩巡視時等には、まくらぎの腐食状況を確認し、状況に応じてレール底部やタイプレートの木まくらぎへの食い込みやズレなど、特にまくらぎとレール締結装置の締結状態を確認することとする。また、まくらぎの検査結果をまくらぎの1本管理台帳で確実に管理するとともに、適切な軌道整備を実施する(令和2年3月31日から実施)。
 - ② 検査書類については安全統括管理者までの確認としたうえ、緊急に補修等を必要とする案件の場合は、費用等を付度せずに早急に情報を上申できる体制を作る。また、各区長とは定期的(月に1回程度)に面談を行って情報を共有することとした(工務区は令和2年11月26日から実施)。
 - ③ 工務区の作業員が少ないために作業が捗らなかったことから、工務区に2名の新規 採用を実施した(令和2年10月1日)。また、同年12月にも1名の採用を実施した。
 - ④ 始点 $\sim 0k470m$ 付近の木まくらぎをPCまくらぎに交換した(令和2年10月3日)。
 - ⑤ 不良まくらぎや犬くぎ浮きを評価する際の参考となるように、写真による参考事例をあげ、工務区内で周知した(令和2年10月16日から実施)。
 - ⑥ まくらぎ調査において、交換する必要がないまくらぎに大くぎ浮きがあった場合、まくらぎ管理台帳に大くぎ浮きを記載していなかったが、まくらぎ1本管理内規を変更(早期に対応する予定)して、判定ランクにD(まくらぎの状態は良いが、大くぎ浮きが発生しているために打替え又は打締めの対応が必要な場合は、まくらぎに△の印を付す)を追加する。併せて、まくらぎ調査時に大くぎが浮いていたまくらぎに、ペンキで△の印を付した(令和2年11月10日に終了)。
 - ⑦ タイプレート敷設区間においてまくらぎ交換等の整備を行う際に、犬くぎの打込 み本数を「軌道の維持管理マニュアル」に記載されている本数に切り替えることを 決定した(工事発生の都度、実施する)。
 - ⑧ 美濃太田駅~関駅間の橋まくらぎ不良個所の点検整備(令和2年度交換予定)。
 - ⑨ 分岐まくらぎ箇所を除く、R400m以下の曲線部の少なくとも3本に1本のPCまくらぎ化(令和5年度までに実施予定)。

報告書

https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2021-2-2.pdf https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RA2021-2-2-p.pdf (説明資料)

/	公表日	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.3.25	R2.5.8 列車脱線事故	東日本旅客鉄道㈱	外房線 安房鴨川駅~安房天津駅 間(千葉県)	
	概要		L と定刻に出発した。同列車		
	似女			₩ (चा)¥	
		い運転士は、速度約94km/hで走行中、第一新田踏切道 (本件踏切)を通過する際、下から突き上げるような衝			
		撃を感じたため、非常ブレーキを使用して列車を停止させた。列車停止後、見習い運転士を指導していた指導運転士が輸送指令にその旨を報告するとともに、車両を確認したところ、1両目の前台車の第1軸及び第2軸が進行方向左側に脱線していたため、指令に追加報告した。列車には、乗客16名及び乗務員(見習い運転士1名、指			
			名)が乗車しており、こ σ	CONTRACTOR AND A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER. AS A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER. THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER.	
	原因			両目の前台車の第1軸及び第2軸が同	
				乗り上げ、進行方向左側へ脱線した	
		ことによるものと考えら		。 「存在していたことについては、置き	
				にすることができなかった。	
	事故等	本事故発生後に同社が記		(1) 3 2 2 % (2 . 4 %) 7 (2 .	
	の後			脱線防止ガード、及び本件踏切の踏	
	の措置			いらは脱線原因が不明な段階での暫	
		I	件踏切のみに設置したもの	りである。(図 参照)	
		(2) 千葉県内の自治体等へ置			
		き石が危険行為であること			
		を注意喚起するための協力 要請文書を発出し、協力要 監視カメラの設置			
		請をした。			
(3) 踏切道での不安全行動を 防止するため、次の啓発活					
			本特別那選行方因		
	動を実施した。				
		① 千葉県内を中心とした駅へポスター掲示及び県内を主に走行する電車内に広告を掲出 ② 地方自治体等の協力のもと、鴨川市内の複数箇所で啓発活動を実施			
			図 脱線防止	ガード及び監視カメラの設置状況	
			四加州加工	ガード及び重視カグラの設置状況	
	報告書	https://www.mlit.go.j	p/jtsb/railway/rep-acci	/RA2021-2-3. pdf	
	拟口盲	https://www.mlit.go.j	p/jtsb/railway/p-pdf/RA	<u>2021-2-3-p.pdf</u> (説明資料)	
8	公表日	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.6.24	R2.5.5	東日本旅客鉄道㈱	仙石線 東矢本駅構内 (宮城県)	
		踏切障害事故		第1下浦踏切道(第3種踏切道:踏切	
	概要	別車の運転十け 左	 	遮断機なし、踏切警報機あり)	
	概要 列車の運転士は、矢本駅〜東矢本駅間を速度約 90km/h で走行中、第1下浦踏切道(第3種踏切道、				
		本件踏切)の約 20m 手前で、進行方向左側から同踏 切道に進入してくる歩行者を認め、直ちに気笛を吹 鳴するとともに非常ブレーキを使用したが、列車は			
	同歩行者と衝突した。 この事故により、同歩行者が死亡した。			A A STATE OF THE S	

本事故は、踏切警報機があって、踏切遮断機が設けられていない第3種踏切道であ 原因 る第1下浦踏切道に列車が接近し、踏切警報機が動作している状況において、歩行者 が同踏切道に進入したために発生したと考えられる。 同歩行者が同踏切道に進入した理由については、同踏切の鳴動音が聞こえなかった 可能性及び、踏切警報機の赤色せん光灯を見落としていた可能性が考えられるが、同歩 行者が死亡しているため、明らかにすることはできなかった。 同社は、本事故の発生を踏まえ、東松島市に対し、本件踏切の廃止・格上げに向け 事故等 の後 た協議を申し入れた。しかし、同市との協議が進捗しなかったため、安全を最優先に の措置 考え、第1種化工事を実施した。 (1) 同社が講じた措置 ① 当該踏切の踏切縁端の塗色(黄色)を5月11日に行った。 ② 踏切事故防止啓蒙活動を5月13日に東矢本駅、矢本駅で行った(同市及び石巻 警察署等と合同)。 ③ 当該踏切の赤色せん光灯を5月13日に全方位型赤色せん光灯に変更した。 ④ 当該踏切に一時停止線の塗色を5月14日に行った。 ⑤ 当該踏切を第1種化し11月21日より使用を開始した。 (2) 同市が講じた措置 ① 広報活動を、5月13日に矢本駅及び東矢本駅において、石巻警察署、石巻地区 安全運転管理者会、同社、東松島市交通安全協会及び東松島市総務部防災課が合 同で実施した。 ② 東松島市が所有・管理する法定外公共物については、歩行者の安全対策として 7月22日に砕石の敷均しを行った。 ③ 東松島市建設部建設課において、第1下浦踏切道の踏切縁端や停止線の塗色等 の現場状況を月1回確認している。 https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2021-3-1.pdf 報告書 https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RA2021-3-1-p.pdf (説明資料) 9 公表日 発生年月日・事故種類 鉄軌道事業者 線区(場所) R3.6.24 R2.7.26富山地方鉄道㈱ 本線 東新庄駅構内(富山県) 列車脱線事故 列車の運転士は、東新庄駅を出発し、半径 概要 181mの左曲線(本件曲線)を速度約34km/h で通過中に異音と衝撃を感じたため、非常ブ レーキを扱い列車を停止させた。 列車停止後、車両を確認したところ、先頭 車両の前台車第1軸が右側に脱線し、後部車 両の前台車全軸と後台車第1軸が右側に脱線 していた。 列車には、乗客31名及び運転士1名が乗車し ていたが、負傷者はいなかった。 原因 本事故は、列車が半径181mの左曲線を通過中に、軌間が大きく拡大したため、先 頭車両前台車第1軸の左車輪が軌間内に落下したことによるものと考えられる。 軌間が大きく拡大したことについては、静的な軌間変位が整備基準値を超過してい た同曲線中で、レール締結装置の不良が連続していたことにより、列車走行時の横圧 によりレールの横移動や小返りで軌間が動的に拡大したことによるものと考えられ 軌間変位が整備基準値を超過していたことについては、整備基準値の超過から保守 までの期限が定められず、本事故発生前に保守を行っていなかったこと、整備基準値 超過箇所が多く、他の整備基準値超過箇所の保守を優先していたことによるものと考 レール締結装置の不良が連続していたことについては、まくらぎ検査等で、適正な判 定や措置が可能なマニュアル等がなく、保守管理に関する技術力不足によって、軌間拡 大に対する危険性を踏まえた管理が行われていなかった可能性があると考えられる。

	声サダの	↑ 大東サ発圧後に日外が達けた世界			
	事故後の措置	 本事故発生後に同社が講じた措置 (1) 本件曲線において、まくらぎ及び右レール(外軌)を交換した。また、安全レールを撤去し、脱線防止レールを左レール(内軌)の軌間内側に設置した。なお、脱線防止レールは今後脱線防止ガードに変更予定である。 (2) 本件曲線において、列車速度25km/hの徐行運転とした。 (3) 本件曲線において、線路の巡視を5日に1回必ず徒歩で行い、同時に軌道変位を測定しレール締結状態も確認することとした。 (4) 全線において、レール締結装置の不良箇所及び経過観察の目的で白ペンキを塗布した箇所を全て交換した。 https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2021-3-2.pdf https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RA2021-3-2-p.pdf (説明資料) 			
	報告書				
10	公表日	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.8.26	R2.10.18 踏切障害事故	日本貨物鉄道㈱	山陽線 光駅〜島田駅間(山口県) 八王子第2踏切道(第4種踏切道:踏 切遮断機及び踏切警報機なし)(西 日本旅客鉄道㈱管理)	
概要 列車の運転士は、光駅〜島田駅間を速度約70km/hで走行中、八王子第2階切道(第4種踏切道、本件踏切)*1 の右側から進入してくる歩行者(2名)を認め、非常ブレーキを使用したが、列車は同歩行者と衝突した。この事故により、同歩行者(2名)が死亡した。 *1 本件踏切は西日本旅客鉄道㈱(以下「JR西日本」という。)が管理。				*1 の右側 レーキを使	
	原因	本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である八王子第2踏切道に列車が接近している状況において、歩行者(2名)が同踏切道内に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと認められる。 列車が接近している状況において、同歩行者(2名)が同踏切道内に進入したことについては、同歩行者(2名)が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。			
事故等 の後 の措置 ① 定期的に行っている本件踏切周辺の除草 を実施した。(令和2年10月23日) ② 踏切止まれ標を設置した。(令和2年11月 30日)(図 参照) ③ 山口県警察本部に、本事故の状況を説明 し、山口県内の第4種踏切の現状について 報告を行った。(令和2年10月22日) ④ 光警察署及び光市と協議を行い、JR西 日本、光市及び光警察署が協力して本件踏 切の廃止に向けた協議を地元と行っていく ことを確認した。(令和2年11月6日及び25日)			図 JR 西日本による安全対策実施 状況		
	報告書	https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2021-4-1.pdf https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RA2021-4-1-p.pdf (説明資料)			
11	公表日	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.11.18	R2.11.15 踏切障害事故	えちぜん鉄道㈱	三国芦原線 中角駅〜鷲塚針原駅間(福井県) 中角踏切道(第4種踏切道:踏切遮断機及び踏切警報機なし)	
概要 列車の運転士は、中角駅〜鷲塚針原駅間を速度約60km/hで走行中、 4種踏切道、本件踏切)に進入してくる軽貨物自動車を認めたため、直 キを使用したが、列車は同軽貨物自動車と衝突した。 この事故により、同軽貨物自動車の運転者が死亡した。			動車を認めたため、直ちに非常ブレーた。		

原因 本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である中角踏切道に列車が接近している状況において、軽貨物自動車が同踏切道に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと認められる。列車が接近している状況で軽貨物自動車が同踏切道に進入した理由については、軽貨物自動車の運転者が列車の接近を認識していなかった可能性があると考えられるが、同運転者が死亡しているため詳

事故等 の後 の措置

(1) 同社が実施した対策

細を明らかにすることはできなかった。

- ① 本件踏切の左右(以下、前後左右は列車の進行方向を基準とする。)両側の踏切警標の下に、図に示すように注意を促す看板を令和2年12月に設置した。
- ② 令和3年2月、本件踏切の踏切注意柵を黄色の塗色に塗り直した。
- ③ 令和3年3月、本件踏切の前後50mの左右両側に防草シートを設置するとともに、踏切注意柵に黄色の反射 材を貼り付けた。
- ④ 自動車の交通規制が設けられている同社の踏切道において、本事故発生以降に通行が禁止された自動車の横断を同社の運転士に目撃された回数が特に多い5箇所の踏切道(三国芦原線1箇所、勝山永平寺線4箇所)について、①と同様の看板を令和3年3月に設置した。また、他の踏切道についても、



図 同社が本件踏切に設置した看板

目撃された頻度に応じて①と同様の看板を設置していく予定である。

⑤ 本事故発生を受けて、同社は第4種踏切道を基本的に廃止する方針で関係者と の調整を進めることとした。

(2) 道路管理者等が実施した対策

道路の所有者である福井市が(3)で後述する安全点検について道路管理者である 土地改良区*1 に伝え、土地改良区は本件踏切に接続する農道に、交通規制があるこ と等を予告する看板の設置を令和3年末までに実施することとした。

また、福井市は今後、本件踏切の周辺地区や踏切のある地域での高齢者向け交通安全教室において、踏切を渡る際の交通ルールやマナー、危険事項などを説明することとした。高齢者を含めた市民に対しては、踏切の渡り方を含む交通ルール・マナーの遵守の呼びかけを随時行っていくこととした。

(3) 福井警察署が実施した対策

本事故の発生から一定期間、本件踏切において交通規制に対する取締りを強化し、規制の対象となる自動車が通行することのないよう指導を行うとともに、周辺住民に対する本事故の発生と、自動車が通行できない踏切である等の注意喚起の周知を自治会の代表者等を通して実施した。

また、令和2年12月、本件踏切において同社、福井市、交通安全協会などの各種団体、本件踏切周辺の関係する自治会の代表者等を交えた安全点検を実施した。点検では意見交換を行うとともに安全対策について協議等を行い、警察から事故の概要と当該踏切道が普通・軽自動車が通行禁止であることを改めて周知し、道路管理者等が路面標示の改善を図ることについて検討することとした。

*1 「土地改良区」とは、土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織であり、「土地改良法」(昭和 24 年法律第 195 号)等に基づき、農道を含む土地改良施設を管理している。

	報告書	https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2021-5-1.pdf https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RA2021-5-1-p.pdf (説明資料)		
12	公表日	発生年月日・事故種類	鉄軌道事業者	線区(場所)
	R3.12.16	R2.12.19 踏切障害事故	日本貨物鉄道㈱	山陽線 東岡山駅〜上道駅間(岡山県) 五の坪踏切道(第4種踏切道: 踏切遮断機及び踏切警報機なし) (西日本旅客鉄道㈱管理)

概要	列車の運転士は、東岡山駅〜上道駅間を速度約84km/hで走行中、五の坪踏切道(第4種踏切道)*1の約100m手前で同踏切道内に物影を発見し気笛を吹鳴した。その後、同踏切道の約50m手前で、物影が通行者であることを認識したため再度気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用したが、列車は同通行者と衝突した。この事故により、同通行者が死亡した。 *1 本件踏切は西日本旅客鉄道㈱(以下「JR西日本」という。)が管理。		
原因	本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である五の坪踏切道に列車が接近している状況において、通行者が同踏切道内に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと考えられる。 列車が接近している状況において、同通行者が同踏切道に進入した理由については、同通行者が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。		
事故等 の後 の措置	JR 西日本と岡山市は、協議した結果、令和3年9月29日、本件踏切を廃止した。		
報告書	https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2021-6-1.pdf https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RA2021-6-1-p.pdf (説明資料)		

公表した鉄道重大インシデントの調査報告書(令和3年)

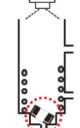
	五弘 ひた歌 屋 主八 「ファブン」の 脚 直 報 口 音(1)相 ・ マブ				
1	公表日	発生年月日・ インシデント種類	鉄軌道事業者	線区(場所)	
	R3.8.26	R2.10.4 本線逸走	WILLER TRAINS㈱	宮津線 丹後由良駅〜栗 田駅間(京都府)	
	概要	列車の運転士は、駅ででは、大田駅では、駅間での運転大力を移動でででである。 では、大田駅でででである。 では、大田駅ででである。 では、大田駅では、大田駅では、大田のかったが、大田のかったが、大田のかったが、大田のかったが、大田のが、大田のが、大田のでは、大田のは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、、大田ののでは、大田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、田のの	気タンク内の圧力が0kPaで動き出したため、運転士は何車は栗田駅を通過した後、12名が乗車していたが、負が下、「タンゴ鉄道」という。を保有し管理しており、運自らが敷設する鉄道線路を対象者をいう。自らが敷設する鉄道路線以	あることを認めた。転動防 呆安ブレーキと車掌弁を使 再度一時的に停止した後に 傷者はいなかった。) が第三種鉄道事業者*1 と 行を第二種鉄道事業者*2 で 旅客又は貨物の運送を行う第	

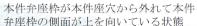
原因 本重大インシデントは、列車が右側面から前台車後軸の前方に侵入してきた動物と 衝突してブレーキシリンダにつながる配管が折損し、元空気タンクからブレーキシリ ンダ間の圧縮空気が全て漏気してしまったため、元空気タンク、供給空気タンク及び 保安空気タンクに蓄えられた圧縮空気がなくなり、各車輪に押し付けている全ての制 輪子が緩解し、常用ブレーキと保安ブレーキ両方が機能しなくなったことにより、非 常ブレーキで下り勾配区間内に一旦停止した列車が逸走したものと推定される。 ブレーキシリンダにつながる配管が折損したことについては、配管が車体側面に近 い位置でブレーキシリンダの下側に張り出しているため、右側面から前台車後軸の前 方に侵入した動物との衝突を防ぐことができず、進行方向と逆向きに付け根部分で曲 がったと考えられる。 1 本重大インシデント後に同社が講じた措置 事故等 の後 (1) 緊急対策 の措置 次の項目を実施することとした。 ① 本重大インシデントについて、同社の全乗務員に対し周知するとともに、運 転の途中等で床下点検を行う際にはシリンダー部ブレーキ管からのエア漏れに 細心の注意を払うこと(車庫内点検時含む)を再徹底した。(令和2年10月11日 に周知完了) ② 同種構造の車両全16両について、ブレーキシリンダにつながる配管を台車枠 に固定し、動物と衝突しても配管が容易に折損しない対策を実施した。(令和2) 年10月23日に完了)なお、対策については同社とタンゴ鉄道で相互協議し、タ ンゴ鉄道が予算調整し実施した。 ③ 同社とタンゴ鉄道は沿線自治体に対して動物の捕獲活動の要望を行い、沿線 自治体は所管の猟友会に依頼して鉄道沿線で衝突記録が多い箇所での捕獲を開 始した。 (2) 恒久対策 次の項目を実施することとした。 「異常時に遭遇した場合の基本手順」を改訂し、ブレーキが作用しないとき の取扱いについて明確にし、手ブレーキを使用することについて記載した。 (令和2年11月1日付) ② 同種構造の車両全16両について、ブレーキシリンダにつながる配管の経路変 更の実施に向けて、同社とタンゴ鉄道で相互協議し、準備を進めている。 2 本重大インシデント後に国土交通省が講じた措置 国土交通省は、本重大インシデントの発生を踏まえ、次の措置を講じた。 (1) 令和2年10月5日、鉄軌道事業者に対して、「情報提供」を実施するとともに、 同社に対して、「原因究明と再発防止対策」を指示した。 (2) 令和2年10月6日、同種構造(単車運行、ブレーキ配管及びシリンダーが台車 枠の最外側に設置されている構造)の車両の有無について、鉄軌道事業者に対 して、報告するよう指示した。 (3) 令和3年5月6日、鉄軌道事業者に対して、1(1)②及び(2)②の対策内容につい て周知するとともに、同種構造の車両を所有する鉄軌道事業者に対して、同様 な対策の検討を指示した。 https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-inci/RI2021-1-1.pdf 報告書 https://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/p-pdf/RI2021-1-1-p.pdf (説明資料) 2 発生年月日 • 公表日 鉄軌道事業者 線区(場所) インシデント種類 R3.12.16 R2.12.30 西日本旅客鉄道㈱ 山口線 本俣賀駅構内(島 車両障害 根県) 列車の運転士は、本俣賀駅のホームへ入線途中の停止ブレーキ操作中に戸閉表示灯 概要 等が滅灯していることを認めた。列車が同駅に停止した後、同運転士は車内点検を行 い、ホームの反対側である右側(以下、前後左右は列車の進行方向を基準とする。) の後方のドアが7割程度開扉していることを確認した。このため、同運転士は当該ドア の施錠を行い、輸送指令に報告した後、運転を継続した。 列車には乗客7名と乗務員1名(運転士)が乗車していたが、線路への転落等による 負傷者はいなかった。 本重大インシデントは、列車の走行中に開いたドアの戸閉機械の弁室体D弁におい 原因

て、座ぐりに圧入されていた弁座枠が座ぐりから外れたことによって、戸閉機械閉シ

リンダ内の圧縮空気が大気中に 流出したため、引戸の押付力が 低下し、ブレーキ操作によって 生じた慣性力よりも小さくなっ たために発生したものと推定さ れる。

座ぐりに圧入されていた弁座 枠が座ぐりから外れたことにつ いては、以下の状況が関与した ものと考えられる。







1. 戸閉機械閉シリンダ内に

圧縮空気がない状態では、ばねの復元力による上向きの力が切換介Aに加わり、 弁座枠にも間接的に上向きの力が加わった可能性があること、D弁の座ぐりの側面と弁座枠の側面は通常の圧入時より摩擦力が小さく、弁座枠はせり上がり易い 状況だったこと。

- 2. 弁座枠下面と座ぐり底面との間には空間があったことから、車両の運用中でドアが閉扉している(戸閉機械閉シリンダ内に圧縮空気がある)間は、弁座枠下面には弁座枠を押し上げる想定外の力が加わっている状況であったこと。
- 3. 切換弁Aと弁座枠との接触部分に想定外の力が長期間加わっていたことから、切換弁Aと弁座枠は強く圧着した可能性があること。
- 4. 1~3の状況によって弁座枠が座ぐり内をせり上がる際に、弁座枠がばねの内側を通ることができ、かつねじ栓の下面と切換弁Bの上端の間に弁座枠下面が座ぐりの上端までせり上がることが出来る空間があったこと。

以上、1~3の状況が長期間繰り返されて、座ぐり内を徐々にせり上がっていた弁座枠下面が本重大インシデント発生時に座ぐりの上端を越えた結果、戸閉機械閉シリンダ内の圧縮空気が漏気し、その際の気流の風圧によって弁座枠と切換弁Aの圧着が解けて弁座枠が落下し、弁座枠が側面を上に向けた状態で座ぐり内に収まった可能性があると考えられる。

また、列車の運転士が始発駅を出発する前にドアから漏気があったこと及び戸閉表示灯が点灯するまでの時間が通常より長いことを認識していたものの、ドアが閉扉したことから指令員又は駅長等関係箇所へ連絡せずに出発したため、本重大インシデントの発生を防ぐ機会を活かせなかったものと考えられる。

事故等 の後 の措置

1 同社が講じた措置

本重大インシデント発生後、同社は以下に示す緊急点検及び指導を実施した。

(1) 車両区所

1月1日の運用開始までに、ドア「閉」状態において戸閉機械からエア漏れがないことを確認し、関係者に今回の事象概況と次の内容を周知した。

(検修社員)

- ・検査時に戸閉装置の状態に特段の注意を払い、戸閉装置からのエア漏れがないか、より入念な検査を行うこと。
- ・エア漏れを認めた場合は、速やかに関係社員に報告するとともに、処置のう え運用に充当すること。

(構内運転士)

- ・出区点検や入換作業等で車内を通る際に、戸閉装置からのエア漏れがないか 注意をすること。
- ・エア漏れ音を認めた場合は、現行通り検修手配を行うこと。

(2) 乗務員区所

今回の事象概況と後述する内容を乗務員に周知した。なお、書面による通知は令和3年1月3日に行ったが、速報レベルでの注意喚起及び指導は、令和2年12月31日から実施した。

(運転士)

- ・出区点検における各車ドアの状態確認時には、ドア付近からエア漏れ音がないか注意を払い確認を行うこと。エア漏れを認めた場合は、その旨を指令員、駅長又は検修当直に連絡すること、運転開始前に認めた場合は、指令員又は駅長に連絡を行うこと。
- ・運転の途中にエア漏れを発見又は申告を受けた場合は直ちに停止手配をとること。
- ・運転士知らせ灯(又は、戸ジメ表示灯)の消灯を認めたときは、直ちに非常 ブレーキを扱い、隣接線がある場合は、防護無線を発報すること。

7 令和3年に通知のあった勧告等に対する措置状況(鉄道事故等)

令和3年に通知のあった勧告等に対する措置はありませんでした。

8 令和3年に行った情報提供(鉄道事故等)

令和3年に行った情報提供はありませんでした。



踏切事故防止に関する情報をまとめたホームページの開設

事故防止分析官・鉄道事故調査官

令和3年2月、運輸安全委員会のホームページ上に、踏切事故防止に関する情報をとりまとめたページ「踏切事故を起こさないために」を開設しました。安全啓発を目的としたこのような取組は、事故調査を担う運輸安全委員会としては初の試みです。

鉄道運転事故の全体で見ると、踏切事故は 34.2%と大きな割合を占めています(令和2年度)。なかでも、踏切遮断機の設置されていない踏切(第3種踏切及び第4種踏切)は、踏切保安設備(踏切遮断機、踏切警報機)が整備されている踏切(第1種踏切)に比べて事故の危険性が高いことから、踏切横断時のルールの遵守のほか、これらの踏切の廃止や踏切保安設備の整備(いわゆる「第1種踏切への格上げ」)等の対策が重要です。

こうした対策を進めるには、利用者をはじめ多くの方々の理解が必要です。このため、分かりやすく読んでいただけるよう、専門用語の使用はできるかぎり避け、デザインにも工夫を凝らして作成したほか、すぐにアクセスいただけるようにトップページに鉄道ロゴのバナーを設置しました。

また、利用者向けに、「とまれ、みよ、きけ」などの踏切横断ルールを掲載し、その遵守を呼びかけるとともに、鉄道事業者、道路管理者等の関係者向けには、事故防止に向けた対策や協議を進める上で参考にしてもらえるよう踏切廃止等の取組事例を掲載しました。

HPでご紹介した内容が、踏切事故を減らすための参考としてご活用いただければ幸いです。

